

第4号様式（第8条関係）

議 事 録

会議名	令和4年度 第2回寒川町都市計画審議会		
開催日時	令和5年2月14日（火） 10時～11時20分		
開催場所	オンライン会議（zoom）		
出席者名、 欠席者名及 び傍聴者数	<p>委 員：森一光、齋藤正信、柳田遊、柳下雅子、吉田悟朗、 梶田佳孝、山田修嗣、石川永子、福岡清、 内野晴雄、山上貞人、峯村徹哉、益淵隆徳（13名）</p> <p>欠 席：磯川浩（1名）</p> <p>事務局：都市建設部－黒木部長 都市計画課－畠山課長、石黒、仲嶺、伊藤、上条 拠点づくり部 倉見拠点づくり課－臼井課長、廣田</p> <p>傍聴者：1名</p>		
議 題	○報告事項 都市計画道路 倉見大神線の変更について		
決定事項			
公開又は非 公開の別	公開	非公開の場合 その理由（一 部非公開の場 合を含む）	
議事の経過	<p>開 会</p> <p>【黒木部長】</p> <p>本日は、皆様大変お忙しいところ、ご出席をいただきありがとうございます。</p> <p>定刻となりましたので、「令和4年度第2回寒川町都市計画審議会」を開催させていただきます。</p>		

私は、都市建設部長の黒木と申します。よろしくお願いいたします。本審議会は寒川町都市計画審議会条例第1条に規定されているとおり、都市計画法第77条の2に基づき設置しているものでございます。

また、本日は、新型コロナウイルス感染拡大防止などを踏まえ、オンラインでのweb会議とさせていただきます。委員の皆様においては、開催方法についてのご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

web会議となり会議の進行においても至らない点があると存じますが、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは次に、皆様にweb会議の注意事項等について担当より説明させていただきます。

#### 【事務局】

zoomでの会議にあたり、2点ほどお願い事項がございます。

①会議の進行中は、基本的に委員の皆様の音声はミュートにさせていただきます。発言の時はミュートを解除してご発言いただくようお願いいたします。

②議事に際して意見や質問がある場合は、事前にお渡ししている質問カードを上げていただき、司会から指名させていただいた後、ミュートを解除してご発言ください。司会進行していくうえで司会が気づかないこともあるかもしれませんので、その際は、マイクのミュートを解除してご発言ください。

また、異議がない場合は黄色の「異議なしカード」を上げてください。

議題の説明等は、zoomの画面共有機能により、資料を共有させていただきます。

その他、途中で不具合がございましたらチャット又は電話にてご連絡下さい。

注意事項は以上となります。

#### 【黒木部長】

本日の出席委員さんは13名で、寒川町都市計画審議会条例第5条第3項の規定により、過半数の委員さんが出席されておりますので、本日の会議は成立要件を満たしていることを報告いたします。

なお、磯川委員は、本日所用のため欠席との連絡を頂いております。

また、今年度第1回の都市計画審議会を昨年7月26日に開催させていただいた後、本日までに1名の委員が改選されました。本来であれば

ば、町長より委嘱状の交付をさせていただくところではございますが、オンラインでの開催ということもあり、改選となりました茅ヶ崎警察署長の益淵委員には事前交付とさせていただきましたこと、ご報告申し上げます。

本日の審議会につきましては、1時間程度を予定しておりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、配付資料の確認でございます。

●黄色の異議なしカード 赤色の質問意見カード

次第、次第の裏面に本日のweb会議の確認事項等

資料1 審議会の条例、その裏面に資料2 委員名簿でございます。

資料3 都市計画道路 倉見大神線について。

資料4 第8回線引き見直しにおける基本的基準の概要。

資料5 第8回線引き見直しにおける基本的基準。

資料は以上でございます。

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

#### 【事務局】

都市計画課長の畠山、石黒、仲嶺、上条。傍聴ブースに、伊藤でございます。また、拠点づくり部 倉見拠点づくり課の臼井、廣田でございます。

#### 【黒木部長】

それでは、次に、寒川町自治基本条例の規定により、町が開催する審議会及びこれに準ずる会議については、原則として公開することとなっております。従いまして、本審議会においても傍聴希望者は、個人情報に関する審議事項を除いて、傍聴できることとなっております。

傍聴は、寒川町役場東分庁舎の第3会議室内にモニターにて会場を設けております。本日は1名の傍聴希望者がお見えになっていますが傍聴を許可してよろしいでしょうか。

なお、傍聴会場にはこちらの会議の様子を映し出しております。

また、審議会の議事につきましては、議事録を作成し、委員の皆様にご確認をいただいた後に、ホームページ等により公開いたしますので、よろしくお願いいたします。

それではこれより報告事項に入りますので、梶田会長司会進行をよろしくお願いいたします。

**【梶田会長】**

おはようございます。Web 会議で1 時間程度ということですのでよろしくお願いたします。

本日は報告事項 1 件とその他でございます。

まずは報告事項 都市計画道路倉見大神線について、事務局より説明をお願いします。

**【事務局】**

それでは資料を画面共有させていただき、報告事項の説明をさせていただきます。

本日の主な説明内容となります。

まず 1 としまして、茅ヶ崎都市計画 都市計画道路 倉見大神線の都市計画変更について、前回説明しました内容の振り返りも含めまして、説明いたします。

次に、2 としまして、先月に行いました、都市計画変更に係る説明会の概要について。

最後に 3 としまして、今後のスケジュールについて説明いたします。

それでは、茅ヶ崎都市計画 都市計画道路 倉見大神線の都市計画変更につきまして、説明させていただきます。

本日の説明では、倉見大神線について、前回の都市計画審議会でも説明した内容に加え、前回お示しすることができなかった部分についても変更案を取りまとめましたので、改めて説明させていただきます。

こちらの道路 倉見大神線については、平成 27 年 8 月 28 日に都市計画決定がなされた路線であります。今回は、都市計画道路の線形の変更について、ご報告というかたちで行うものです。

道路の位置につきましては、寒川町倉見地内、圏央道さがみ縦貫道路の寒川北インターチェンジの北側、J R 相模線倉見駅付近に位置しています。

改めまして、道路の位置づけについてですが、「倉見大神線」については、令和 3 年 3 月に県道 410 号湘南台大神として告示されました路線の一部で、起点として藤沢市湘南台から、平塚市大神地区を経て国道 129 号につながり、寒川町においては県道 46 号相模原茅ヶ崎に接続する路線となります。

こちらの上位計画の位置づけにつきましては、前回の都市計画審議会でも説明申し上げたところですが、かながわ都市マスタープラン、茅ヶ崎都市計画の整開保、寒川町総合計画 2040、寒川町都市マスタープラン

のそれぞれの計画において、都市計画道路倉見大神線は主要幹線道路と位置づけられております。

次に、平成 27 年 8 月に決定された現行の都市計画の内容をお示ししながら、都市計画道路 倉見大神線周辺の都市施設などの位置関係について説明いたします。

画面の中央に赤色①番で示してありますが、今回変更します都市計画道路 倉見大神線です。位置としましては、寒川町倉見地内となり、さがみ縦貫道路寒川北 IC の北側・JR 相模線倉見駅付近に位置しております。水色②番、こちらが都市計画道路 柳島寒川線、県道名で言いますと、県道 46 号 相模原茅ヶ崎です。緑色③番、こちらが都市計画道路 宮山線です。

また、先ほども少し触れた内容となりますが、県は令和 3 年 3 月に、この①番 都市計画道路 倉見大神線と、②番 柳島寒川線、③番 宮山線を含んだ、藤沢市湘南台 国道 467 号から、平塚市大神 国道 129 号までの区間を、「県道 410 号 湘南台大神」として認定し、告示をされました。

今回は、このうち①番の都市計画道路 倉見大神線において、計画の変更を行います。

こちらは、変更案を示したものになります。

なお、前回にも説明したところではありますが、当初決定時の都市計画審議会にて、当路線の諮問をした際にいただいた答申書において、「今後の社会情勢の変化に応じて、必要な見直しを適切な時期に実施するべく取り組むこと」、と付帯意見をいただいております。

当初決定から引き続き、広域道路ネットワークの形成に寄与するという目的は変わらず、県道 410 号として藤沢市湘南台から平塚市大神地区までが 4 車線道路として県道認定されたことを踏まえ、それに対応するため当該路線についても一般交通の用に供する 4 車線化を図り、東西交通の用に供するという目的に従って、道路区域を定めようとするものです。

続きまして、標準横断図を用いまして、倉見大神線の車線構成に関する変更点について、前回お示しできなかった幅員についても含めて説明いたします。

上段にお示ししている、現行の計画では、一般車両の通行する 2 車線と、路線バスのように、定時性が求められる公共交通が専用で通行する 2 車線との、総幅員 24.1 メートルで決定していますが、これを下段にお示しするように、一般車両と公共交通が混在して通行する 4 車線とし

て、地覆を含んだ総幅員 26.0メートルとして変更します。

続きまして、平面図と縦断図を用い、倉見大神線の区間に関する変更点について説明いたします。

現行の計画では、緑色でお示ししている一般車両の通行する車線は、国道 129 号から、(仮称) ツインシティ橋を經由しまして、都市計画道路 柳島寒川線に終着する計画です。

一方、紫色でお示ししている公共交通の通行する車線は、平塚市大神地区のトランジットセンターから、(仮称) ツインシティ橋を、一般車両の通行する車線と並行しまして、その先、点線部分でお示ししているように、都市計画道路 柳島寒川線の上を越えて、新幹線新駅の誘致地区内に検討している交通広場方面に接続させる考えでした。

平成 27 年に定めた現行計画では、以上のような考え方としておりましたが、今回、県道 410 号 湘南台大神という県のネットワークの一区間を担う役割を持つ路線となることから、都市計画道路 倉見大神線の車線を、一般車両と公共交通との通行を区分せず、4 車線へ計画変更するにあたって、4 車線全てを都市計画道路 柳島寒川線と平面で接続する形状としています。

こちらは、倉見大神線の都市計画決定の内容になります。上段が当初決定内容、下段が変更案となります。

変更箇所としましては、まず延長が約 640m だったものが、約 630m となります。こちらは、道路の幅員が変更となることで、道路の中心線の位置が変わり、都市計画道路柳島寒川線との接続部の位置がずれたことによる変更となります。

次に、車線の数、当初は 4 車線部分が約 420m、2 車線部分が約 220m となっていたものを、全て 4 車線としております。幅員につきましても、代表幅員が 24.1m だったものを、26.0m としております。

次に、2 説明会の概要につきまして、説明させていただきます。

説明会開催にあたって、都市計画法第 16 条第 1 項に「都市計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。」とあり、都市計画の素案について住民に説明する場という趣旨で先月に開催をいたしました。

開催日としましては 2 回、それぞれ令和 5 年 1 月 13 日の金曜日の 19 時から、町民センター視聴覚室で。1 月 15 日の日曜日は 10 時から、北部文化福祉会館の集会室にて開催をいたしました。

出席者につきましては、13 日が 15 名、15 日が 25 名、両日合計で 40

名の方たちにご参加いただきました。

続きまして、説明会でいただきました質疑、それに対する回答などの、主な発言内容についてです。

都市計画について次のような質疑がありました。

1、今回なぜ倉見大神線を先行して整備することとなったのか理由を教えてください。とのご質問でした。こちらに対しましては、新駅の誘致については鉄道事業者と協議を継続しているところではあるが、当地区の周辺も圏央道、新東名の開通など、交通の状況が変化しています。令和3年に県道認定された（仮称）ツインシティ橋を含めた県道410号湘南台大神の、県道網としての機能を確保する必要性や、この先まちづくりの計画が進んでいく中で、道路整備の遅れが生じないようにするために、今回変更を行うものです。と回答いたしました。

2、変更前の2車線と、変更後の4車線の交通量がどうなっているか教えてください。とのご質問でした。こちらに対しましては、当初決定時は、道路構造令の基準から、一日の交通量が12,000台未満であったので一般交通2車線としていました。今回交通量を再度算定したところ、20,000台を超えることから、4車線への変更となります。この中で、公共交通分も加味しても問題なく運行できることを確認しています。と回答いたしました。

3、現在、新幹線高架下の柳島寒川線が混んでいるが、倉見大神線が開通した際には混まなくなるのか。とのご質問でした。こちらに対しましては、今回の変更部分ではありませんが、平成27年にご指摘の道路である、都市計画道路柳島寒川線の当該部分については4車線に変更しており、その形で交通が流れることを確認しています。と回答をいたしました。

次に、事業についての質疑となります。

4、令和5年度に都市計画変更ということだが、実際の工事の計画線が確定するのはいつごろの予定なのか。とのご質問でした。こちらに対しましては、今回の変更はあくまでも概ねの位置を1/2,500レベルの縮尺で示したものであり、都市計画変更後に測量、地質調査、詳細な設計などを行い工事に必要な線が決まってきます。現状としては何年に確定するという事はお示しできないが、都市計画の変更が行われた以降に、その後の作業が始まる予定となっています。と回答いたしました。

次に、その他としての質疑となります。

5、茅ヶ崎都市計画と記載があるが、「寒川」という記載がないのはなぜか。というご質問でした。こちらに対しましては、寒川町は茅ヶ崎市

と併せて一つの都市計画区域となっていることから、名称については寒川都市計画ではなく、「茅ヶ崎都市計画」となっています。と回答をいたしました。以上が、主な発言要旨となります。

最後に、3、今後のスケジュールについてです。

こちらで説明しますスケジュールにつきましては、説明会でもお示したところですが、本日の審議会後の流れを説明いたします。

一番左が本日、都市計画審議会でご報告させていただいているところがあります。

本日、その内容につきまして報告させていただきましたので、この後、町から県へ都市計画の素案の申し出を行い、県において素案の閲覧を行います。その間、公述の申し出期間が3週間設けられており、公述の申し出があった場合、公聴会が開催され、いただいたご意見や、それに対する県の考え方について公表され、また、県の都市計画審議会へ報告されます。国との事前協議、法定縦覧、県の道路管理者との協議などを行い、来年、県の都市計画審議会への付議を目指します。

この時に、町都市計画審議会としましては、都市計画の案に対してご意見をいただくために諮問をさせていただき、答申をいただきたいと考えております。

そして、令和5年度末までに都市計画の変更の告示を目指しているところです。

倉見大神線のスケジュールについては以上となります。

今後、本日説明させていただきました内容で都市計画の変更の案の申し出を県に行いまして、順次都市計画の手続きを進めていきたいと考えております。

また、来年度以降も手続きの要所要所で、都市計画審議会において報告をさせて頂こうと考えておりますので、よろしく願いいたします。

説明につきましては以上となります。

#### 【梶田会長】

ただいま事務局からの説明が終わりました。

ご意見ご質問等ございますか。

福岡委員お願いいたします。

#### 【福岡委員】

P6 ページ及び7 ページの中に、倉見地区 63ha という数値がありますが、その中で農業振興地域の面積はどのくらいあるのでしょうか。



**【事務局】**

現在数字を持ち合わせていないため、農政部局に確認する必要があります。確認後、あらためて回答をさせていただきたいと思えます。

**【福岡委員】**

よろしくお願ひします。

**【梶田会長】**

農業振興地域がかかっていることはかかっているということですね。どのくらいの規模なのかの確認を後日お願いいたします。

その他の質疑等ございますか。

柳田委員お願ひします。

**【柳田委員】**

5 ページの質問になります。上位計画の位置づけの部分で、前回の第1回都市計画審議会ではツインシティ整備計画も含めて5つの計画であったと思えますが、今回それを除いた理由をお伺ひします。

もう1点としまして、マスタープランといえは整合性が問われると思えますので、特に公共交通の部分に関する整合性はあるのかお伺ひします。

**【事務局】**

前回の第1回都市計画審議会では、都市計画道路の変更に係る説明の後、まちづくりに関する説明をさせていただきました。

今回の審議会においては、都市計画道路の変更部分のみ説明をさせていただく関係より、ツインシティ整備計画を除いたものとなっております。

また整合性に関しましては、都市マスタープランの将来都市構造において広域都市ネットワークとしての記載があります。こちらは近隣のみならず、広域都市とのつながりを構成するものとして位置付けるとされています。県の中で位置づけされた道路を町の計画の中で考えていくということで、整合性はとれているものであると思えます。

**【柳田委員】**

高頻度の公共交通ネットワークを形成して都市拠点の機能を上げて

いくというのがわかりました。ありがとうございます。

8 ページの点でお伺いしたいのですが、標準横断図について、公共交通の部分がなくなるとの説明がありました。事業者の維持管理や整備の問題、橋で言えば近くに圏央道・相模線などで公共交通をもう一段加えて2段構造にするというのは難しいとは思いますが、そういった議論はされたのでしょうか。

また、コンパクトシティの作り方、立地適正化計画を作っていく市町村が増えている中で、トランジットモールのエリアがなくなっていくことや公共交通の部分が時代と逆行している部分があると感じます。そのあたりはどのように考えているのでしょうか。

#### 【事務局】

平成27年の当初の計画時に算定した計画交通量では、一般交通部分が11,900台、公共交通部分が200台でありました。

道路構造令において12,000台未満である道路については2車線、12,000台から48,000台の交通量が見込まれる道路については、4車線とされています。今回、再度交通量を算出しておいた結果、20,000台を超える数値でありました。今回算出した結果である20,000台を超える交通量に対して、2車線では対応しきれないため、4車線に計画を変更することになりました。

また、公共交通の定時制の確保に関しては、今後道路整備をしていくにあたって、定時性が確保されるかということが課題になった際に検討をしていきたいと考えております。

#### 【梶田会長】

よろしいでしょうか。

一般交通量が増えるというような予測ですので、公共交通部分も一緒にして、公共交通の定時制については、優先道路や専用道路といったような色分けをしていくということがあり得るかと思えます。

その他はいかがでしょうか。

#### 【森委員】

1点目として、なぜ2車線から4車線に変更したのかという理由がよくわからなかったのもう一度お伺いしたいです。

2点目として、大神地区から倉見駅を超えて県道相模原茅ヶ崎までの、坂になる部分の勾配や距離はどのくらいになるのでしょうか。

3点目として、そもそもツインシティを進めるという説明が前回の審議会ではありましたが、寒川町にとってツインシティが必要なのでしょうか。新幹線の誘致地区は線路上だけなのかを確認させていただきたいです。また、ツインシティ倉見地区のエリアはどこまでがどのような形となる計画なのかという意見が住民からも出ていることもあり、都市計画基盤整備の中に組み込む必要があると思いますが、そのあたりについてご意見をいただきたいです。

**【事務局】**

今回4車線に変更した理由に関しては、平成27年の当初計画時には、一般交通部の交通量が11,900台とされていました。道路構造令では12,000台までは2車線の道路、それを超えると4車線をとる必要があるとされています。再度交通量を算出したところ、20,000台を超える結果となりました。その結果を踏まえ、交通量の関係から一般交通部分が2車線では対応しきれないということで、4車線に変更することになりました。

2点目の勾配や距離については、設計をこれからしていく部分であり、現時点では定まっておられません。

**【事務局（倉見拠点づくり課）】**

こちらの新幹線新駅の誘致地区につきまして、図上では新幹線の線路部分のような形になっていますが、こちらの幅等詳細については決まっておられません。現時点ではお話できる状態ではないことをご理解いただければと思います。

**【梶田会長】**

よろしいでしょうか。

駅の位置、それから地区をやるというようなことですが、その地区はまだ決まっていないということだと思います。

**【森委員】**

倉見大神線が県道相模原茅ヶ崎に接続する部分は、交通量がかなり増えると思います。このあたりを6車線にするという考えは特になのでしょうか。

**【事務局】**

ご質問いただきました、倉見大神線が県道相模原茅ヶ崎に接続する道路に関しては、平成 27 年に倉見大神線を当初決定した際に交通量を算出しております。その結果、倉見大神線に接続する箇所から宮山線に接続する箇所の付近において、現状 2 車線の部分を 4 車線に拡幅するという都市計画変更を行っています。

交通量推計において、接続部分に関して 4 車線で対応できると算出されているため、現状は 6 車線に拡幅する予定はありません。

**【梶田会長】**

よろしいでしょうか。

交通量的に 4 車線で対応できるという計算を出しているということだと思います。

その他はいかがでしょうか。

内野委員お願いします。

**【内野委員】**

14 ページ等にて先ほどから交通量が 20,000 台とはなしていますが、同様に 4 車線である湘南銀河大橋の交通量は現状どのくらいなのでしょう。

**【事務局】**

湘南銀河大橋の交通量に関して、あくまでも参考程度になってしまいますが、平成 22 年当時の道路交通センサスより算出した値で 37,400 台という結果が出ています。

**【梶田会長】**

いかがでしょうか。

37,400 台ということで交通量が多いということだと思います。

その他いかがでしょうか。

齋藤委員お願いします。

**【齋藤委員】**

倉見大神線・柳島寒川線・宮山線に関して、それぞれの工事進捗の予定はどのようになっているのでしょうか。柳島寒川線が並行して工事が行われるのでしょうか。現状小谷地区、小谷の信号付近では非常に渋滞

しておりますが、工事が遅れるとそれと同じことが起きてしまうと考えられます。それぞれの工事状況をあわせて4車線にしていくという計画があるかを聞かせていただきたいです。

**【事務局】**

都市計画説明会の際に質疑としてあった、「いつ頃から事業が開始されるのか」ということに関連してきますが、事業がいつ頃されるのかが確定していないため、現状では明確にお答えすることはできません。町としては倉見大神線や柳島寒川線、宮山線を並行して工事を行うことを想定していますが、そのあたりは未定となっております。

**【齋藤委員】**

柳島寒川線については、計画はあるけれども現状不明ということですが、ほかの倉見大神線や湘南台からくる宮山線が先行されてしまうと、先ほど言った小谷の交差点のような支障が出てきます。柳島寒川線を早急にやりながら他との連結ができたときには問題が生じないように対応をしていただきたいと思います。

**【梶田会長】**

こちらは県の案件になると思いますので、そういった地元の働きかけをしながら、スムーズに工事が行われるようにしていただければと思います。

その他はよろしいでしょうか。

それではこの報告事項はここで終了とさせていただきますと思います。また何かありましたらご発言いただければと思います。

3番その他に移らせていただきたいと思います。まずは事務局よりお願いいたします。

**【畠山課長】**

その他でございます。こちらは線引きの見直しについてでございます。線引きの見直しにつきましては、概要をこれからご説明申し上げますが、都市計画の根幹をなすものでございます。昨年の12月に神奈川県から基本的な考え方を示す基本的基準が公表されたところでございます。これに伴い、政令市を除く県内市町は、神奈川県への「案の申し出」に向けて、今年度から取り組みを始める予定でございます。

当町においても、神奈川県との調整等をこれから進めていくところで

ございます。今後委員の皆様にご報告等をさせていただくところではございますが、まずは情報提供させていただくものでございます。

それでは、担当より概要について説明させていただきます。

#### 【事務局】

それでは、「第8回線引き見直し」について説明させていただきます。

主な説明内容としましては、第8回線引き見直しにおける基本的基準の概要となります。

この基本的基準につきましては、昨年12月に神奈川県から各市町に通知されており、お手元にお配りしている「資料4」が概要、「資料5」が基本的基準の全文となりますが、すべてを説明しますと大変長くなってしまいますので、本日は「資料4」の概要のみ説明をさせていただきます。大変申し訳ございませんが、本編につきましてはお時間のある時にご一読いただければと思います。

それでは、資料4、「第8回線引き見直しにおける基本的基準の概要」を画面共有して説明させていただきます。見えづらい場合は、お手元に配布した資料をご覧ください。

まず、1、線引き見直しの趣旨でございます。

神奈川県では、計画的な市街地の形成を図り、持続可能な魅力ある県土づくりを目指すため、「線引き見直し」を定期的に行っています。

線引き見直しとは、資料4裏面の中段、用語解説にもございますが、おおむね10年後の将来人口予測のもと、都市計画区域について「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、いわゆる整開保などを都市計画に定め、無秩序な市街化を防止するため、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区域区分するものです。神奈川県では、これまで昭和45年の当初線引き以降、平成28年までに7回の見直しを行ってきました。

「基本的基準」は、ただいま申し上げた定期的な見直しに当たり、県の基本的な考え方や見直しの基準を示すもので、このたびの第8回線引き見直しに向けて、社会経済情勢の変化を踏まえるとともに、学識経験者や市町の意見を聞いたうえで、この基準が策定されております。

次に、2、基本的基準の構成でございます。

基本的基準は、大きく二つ、Ⅰ整開保等の基本方針と、Ⅱ区域区分の基準で構成されており、Ⅰの整開保等の基本方針では、整開保等の決定又は変更する際の方針を定めるもので、都市計画の目標や、主要な都市計画の決定の方針等を規定するものです。

Ⅱの区域区分の基準につきましては、区域区分を行うための技術基準を定めるもので、市街化区域への編入基準や、市街化調整区域への編入基準等を規定するものです。

次に、3、基本的基準の主な内容でございます。

まず、Ⅰの整開保等の基本方針では、目標年次や都市計画の目標のほか、主要な都市計画の決定の方針などを示しています。

目標年次としましては、2035年、令和17年を目標年次としています。

次に、都市計画の目標としまして、5点ほどございます。

アの集約型都市構造の実現に向けた都市づくりでは、本格化する少子高齢化、人口減少社会に備え、引き続き、地域の実情に応じた集約型都市構造化に向けて取り組みを進める。

イの災害からいのちと暮らしを守る都市づくりでは、災害リスクの評価・分析を行い、災害リスクを踏まえた都市づくりを目指すとともに、土地利用の面からも防災・減災に取り組む。

ウの地域の個性や魅力を生かした活力ある都市づくりでは、コロナを契機としたライフスタイルの多様化など、社会情勢の変化に対応し、地域の個性・魅力を生かした活力ある都市づくりを目指す。

エの循環型、脱炭素型、自然共生型の都市づくりでは、自然的環境を適切に整備・保全し、環境負荷の少ない、自然と共生した持続可能で魅力ある都市づくりを目指す。

こちらから資料4裏面になりますが、オの広域的な視点を踏まえた都市づくりでは、都市計画区域を超える広域的な課題等については、県と市町が連携して、将来の都市像を共有しながら対応する、としております。

続きまして、Ⅱの区域区分の基準では、市街化区域や市街化調整区域への編入基準などを示しています。

市街化区域に編入できる区域としましては、目標年次における人口や産業の見通し等に基づき、計画的な市街化が図られる区域や、既に開発整備されていることなどにより、既に市街地を形成している区域、などがございます。

また、市街化調整区域に編入できる区域としましては、営農が継続されることが確実な農地や傾斜地山林等の自然的環境が残された区域や、将来的に都市的土地利用を行う見通しが無い災害リスクの高い区域、などがございます。

市街化区域・市街化調整区域への編入等、区域区分の見直しを検討していく際には、この基準に基づき検討を行ってまいります。

以上が、簡単ではございますが「第8回線引き見直しにおける基本的基準の概要」となります。

「線引き見直し」に係る都市計画の変更は、神奈川県決定の都市計画案件となっておりますが、この基本的基準をもとに、県及び市内の調整を進めるため、町では「寒川町第8回線引き見直し検討委員会」及び「作業部会」を設置し、令和6年度に予定している県への「案の申し出」に向けて、町としての方針を検討してまいります。

なお、当審議会ではこの「線引き見直し」に関しましても、定期的に進捗状況等を報告させていただきたくほか、令和6年度の案の申し出前にも報告をさせていただきたく予定となっております。

これから検討を進めていく案件ではございますが、何卒よろしく願いいたします。

説明は以上となります。

#### 【梶田会長】

神奈川県では線引き見直しについては、第7回が終わり、第8回が始まるというところです。そのあたりの情報提供ということになっているかと思えます。

今の説明に関して、ご意見ご質問等がありますでしょうか。

石川委員お願いします。

#### 【石川委員】

これから始まるということで簡単に発言させていただきます。区域区分の見直しのところで、寒川町はかなり市街化調整区域の、市街化区域との隣接部分のところはかなり住宅が建て込んできているように見受けられます。きちんと現状を確認して、区域区分に関して検討することが重要であるという意見を述べさせていただきます。

#### 【事務局】

実情に応じた区域区分検討等は必要になってくると思います。今後検討していく際に、当審議会に報告させていただきたいと思います。

ご意見ありがとうございます。

#### 【梶田会長】

ありがとうございます。人口フレーム等も今後検討していきながらやっていくことになるかと思えますので、ぜひ現状等を照らし合わせて県



と協議していただきたいと思います。

その他はよろしいでしょうか。

今から始まるということですので、ぜひ情報提供していただきながら、実際の区域区分等線引きについて検討していただけたらと思います。

それでは次第の3その他を終了させていただきたいと思います。

続きまして、全体を通して質問等ございますか。

福岡委員お願いします。

**【福岡委員】**

倉見地区では土地区画整理組合の設立ができていないと思いますが、今後の見通しを一言二言お願いします。

**【事務局（倉見拠点づくり課）】**

倉見地区のまちづくりにおきましては、現在地元の連絡協議会の皆様、また、まちづくりの説明会を開催し地元の皆様と意見交換を行っております。今後地元の皆様と、土地利用計画図の検討、またそれを実現していくための事業手法についての検討を行ってまいりたいと思っています。

土地区画整理組合等に関しましても、事業手法等を地元の皆様と検討していきたいと考えております。

**【福岡委員】**

住民込みで行動をとっていただければ幸いです。

よろしく願いいたします。

**【梶田会長】**

ぜひ住民との連携をしながら進めていただければと思います。

その他はよろしいでしょうか。

事務局のほうからは何かございますか。

**【事務局】**

福岡委員よりご質問をいただいた、農地地区の面積につきましては、改めて回答させていただきますのでよろしく願いいたします。

	<p><b>【梶田会長】</b>  それではわかり次第、委員の方に情報提供をお願いいたします。  それではすべての議事が終わりましたので、進行を事務局にお返しいたします。  ありがとうございました。</p> <p><b>【黒木部長】</b>  梶田会長、議事の進行ありがとうございました。本日予定しておりました案件はすべて終了いたしました。  なお、皆様の都市計画審議会の任期について、令和5年3月31日までとなっておりますが、本年度の都市計画審議会は今回をもって最後になる予定です。  委員の皆様におかれましては、お忙しい中、ご審議にご協力いただきありがとうございました。  また、来年度以降も引き続き委員をお願いする方もいるかと思いますが、引き続きどうぞよろしくをお願いいたします。  これをもちまして、令和4年度第2回寒川町都市計画審議会を終了させていただきます。大変お疲れ様でした。  随時退出ボタンを押して退出いただければと思います。</p>
追加回答	<p><b>【福岡委員】</b>  P6 ページ及び7 ページの中に、倉見地区 63ha という数値がありますが、その中で農業振興地域の面積はどのくらいあるのでしょうか。</p> <p><b>【事務局】</b>  倉見地区約 63ha というのはツインシティ倉見地区の面整備検討区域のことであり、そのうち市街化調整区域である約 49ha は、すべて農業振興地域となります。</p>
配付資料	資料 1 寒川町都市計画審議会条例 資料 2 寒川町都市計画審議会委員名簿 資料 3 都市計画道路 倉見大神線の変更について スライド資料 資料 4 第8回線引き見直しにおける基本的基準の概要 資料 5 第8回線引き見直しにおける基本的基準

議事録承認委員及び議事録確定年月日	出席委員全員により承認（令和5年4月4日確定）
-------------------	-------------------------